

一般財団法人積善会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人積善会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山市北区鹿田町二丁目5番1号岡山大学病院内に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、岡山大学病院に対する支援助成・慰謝事業とともに、岡山大学の医学・歯学の教育・研究の奨励助成並びに患者、職員及び学生(以下「患者等」という。)への便宜供与に関する事業を行い、医学・歯学の振興とその社会文化への貢献を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 病院環境の整備
- 二 研修医育成の支援助成
- 三 女性医療従事者の支援助成
- 四 患者への慰謝事業
- 五 教育・研究の奨励及び助成
- 六 職員及び学生に対する学事研修の助成
- 七 第1号から前号までに掲げる以外の助成
- 八 医師の処方による患者食の供給
- 九 療養に必要とする便宜の供与
- 十 患者等に対し必需品の供給
- 十一 医薬品の調剤及び販売
- 十二 駐車場整理
- 十三 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2 理事会及び評議員会の決議により、この法人の財産を前項の基本財産に繰り入れることができる。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の決議を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書
- 五 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間及び従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金の借入及び重要な財産の処分又は譲受け)

第9条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ決議について特別の利害関係を有する理事及び評議員を除く理事又は評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

2 前項の規定は、この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとする場合に準用する。

(剰余金の分配)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(定数)

第11条 この法人に、評議員3人以上7人以内を置く。

- 2 評議員のうち、1人を評議員会長とする。
- 3 評議員会長は、評議員会において選任する。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 前項の評議員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 第11条に定める定数に足りなくなる場合は、任期の満了又は辞任により退任した評議員は新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員に対して、一人当たりの年額が150,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として本法人から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(設置)

第15条 この法人に評議員会を設置する。

2 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 評議員の選任及び解任
- 二 理事及び監事の選任及び解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 評議員及び役員に対する報酬等の支給の基準
- 五 貸借対照表及び損益計算書の承認
- 六 定款の変更
- 七 残余財産の処分
- 八 基本財産の繰入又は除外
- 九 基本財産の処分
- 十 長期借入金の借入
- 十一 その他評議員会で決議するものとして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）又はこの定款で定める事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会長が当たる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更

三 その他一般法人法で定められた事項又はこの定款で定める事項

3 前項の規定にかかわらず、目的又は評議員の選任及び解任に係る定款の変更の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行わねばならない。

4 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会の議長並びに出席した評議員の中から議長が指名する者1人及び出席した理事の中から選任された者2人は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第6章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 3人以上5人以内

二 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人又は2人を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条が準用する第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員を選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度6月及び3月に開催される理事会において、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、第1項及び前項に規定するもののほか、法令上の職務を行う。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなる場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次の各号いずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める額の範囲内で、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員等の損害賠償責任の免除及び限定)

第32条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任（以下「損害賠償責任」という。）について、同法第114条第1項に規定する要件に該当する場合には、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に規定する最低責任限度額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員（外部理事又は外部監事（監事であって過去にこの法人の理事又は使用人となつたことがないものをいう。）をいう。以下同じ。）の損害賠償責任について、当該外部役員が一般法人法第115条第1項に規定する要件に該当する場合には60,000円の範囲内であらかじめこの法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員と締結することができる。

(顧問)

第33条 この法人に、任意の機関として、2人以下の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - 一 理事長の相談に応じること。
 - 二 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。

第7章 理事会

(設置)

第34条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長及び常務理事の選定及び解職
- 四 その他法令又はこの定款で理事会の職務とされた事項

(開催)

第36条 理事会は、毎事業年度6月及び3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長が当たる。ただし、理事長に事故があるときは、理事会において、出席した理事の中から互選により議長を選出する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第27条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、岡山県において発行する山陽新聞に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

清水信義

岸 幹二

五味田裕

井上 一

赤木利和

4 この法人の最初の代表理事は、荒田次郎とする。

5 この法人の最初の業務執行理事は、久本純夫とする。